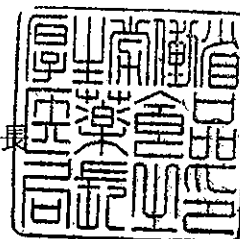




薬食発0316第2号
平成24年3月16日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について

「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号）については、関係政省令とともに平成21年6月1日に施行され、これらによる改正等の趣旨、内容等については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。）において示しているところである。

今般、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第138条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について、下記のとおり施行通知の一部を改正したので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

○ 改正内容

1. 施行通知の記の第3のIの4の(1)の⑮ケを、⑮コに改め、⑮クの次に次を加える。

ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの

○「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」

新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(前略)</p> <p>4 卸売販売業に関する事項</p> <p>(1) (中略)</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ ①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの</p> <p>厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの</u></p> <p>コ その他②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の販売等の相手方として適当と認められるもの</p> <p>(後略)</p> | <p>(前略)</p> <p>4 卸売販売業に関する事項</p> <p>(1) (中略)</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ ①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの</p> <p>厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ その他②から⑭に掲げるものに準じるものであって、当該医薬品の使用実態等をかんがみ卸売販売業者の販売等の相手方として適当と認められるもの</p> <p>(後略)</p> |